第七十八条第一項第三号中「第二号の五」を「第二号の六」に改め、同項第九号中「掲げる割合」の下に「（以下この号において「国の補助割合」という。）」を加え、「当該割合」を「国の補助割合」に改め、同項第十号中「（前条各号」を「（同条各号」に改め、同条第二項の表沖縄県の項中「前項第二号の四

百分の五十	百分の八十

」を「

前項第二号の四	
百分の五十	百分の八十

」に、「前項第二号の五」を「前項第二号の六」に、「前項第二号の七」を「前項第二号の八」に改め、同表奄美群島の項中「

前項第二号の四	
百分の五十	百分の六十五

」を「

前項第二号の五	
百分の五十	百分の六十五

」に、「前項第二号の七」を「前項第二号の八」に改め、同表離島の項中「前項第二号の四

百分の五十	百分の五十五

」を「

前項第二号の五	
百分の五十	百分の五十五

」に、「前項第二号の五」を「前項第二号の六」に、「前項第二号の六」を「前項第二号の七」に、「前項第二号の七」を「前項第二号の八」に改め、同条第五項中「第二号の四まで、第二号の六」を「第二号の五まで、第二号の七」に改める。

附則第一項を附則第一条とする。

附則第二項中「増進」の下に「及び農地の収益性の向上」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同項を附則第二条とし、同条に見出しとして「（国営土地改良事業の要件の特例）」を付する。

附則第三項を附則第三条とし、同条に見出しとして「（都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件の特例）」を付し、同条に次の一項を加える。

2　特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、区画整理若しくは暗渠排水を施行すること又は二以上の土地改良事業を総合的かつ集中的に施行することにより、その区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積及び収益性の高い作物の導入の促進に寄与することが明らかである地域についての当該区画整理若しくは暗渠排水若しくはこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業又は当該二以上の土地改良事業若しくはこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。）に従つて行う次に掲げる土地改良事業であつて、おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものについては、平成三十四年三月三十一日までの間は、第五十条第一項の規定にかかわらず、法第八十五条第一項又は法第八十五条の二第一項の規定により都道府県が行うべき土地改良事業として申請することができる。

一　区画整理又は暗渠排水

二　農業用用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、農用地の造成又は客土その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業（暗渠排水を除く。）であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

三　農業用用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は客土のうち二以上を併せ行うもの

四　農用地の造成又は暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業（客土を除く。）であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

附則第四項中「附則第二項」を「附則第二条」に改め、同項を附則第四条とし、同条に見出しとして「（国営土地改良事業の負担金の特例）」を付する。

附則第五項を附則第五条とし、同条に見出しとして「（国営土地改良事業に係る特別徴収金の特例）」を付する。

附則第六項を附則第六条第一項とし、同条に見出しとして「（国の補助の特例）」を付し、附則第七項中「附則第三項」を「附則第三条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　附則第三条第二項に規定する土地改良事業についての第七十八条第一項第一号の規定の適用については、同条第二項の規定にかかわらず、同号中「別表第一に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合」とあるのは、「百分の五十五（沖縄県の区域内において行う場合にあつては百分の七十五、奄美群島の区域内において行う場合にあつては百分の六十五、離島の区域内において行う場合にあつては百分の六十）」とする。

附則第八項を附則第七条第一項とし、同条に見出しとして「（国営土地改良事業の負担金についての支払方法等の特例）」を付し、附則第九項を同条第二項とする。

附則第十項を附則第八条第一項とし、同条に見出しとして「（国の無利子貸付け等）」を付し、附則第十一項を同条第二項とし、附則第十二項を同条第三項とし、附則第十三項を同条第四項とし、附則第十四項を同条第五項とし、附則第十五項を同条第六項とし、附則第十六項を同条第七項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正前の土地改良法施行令附則第二項に規定する土地改良事業であつて、その施行に必要な事前の調査がこの政令の施行前に開始されたもののうち、農林水産大臣が指定するものの申請については、なお従前の例による。

（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号イ中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改める。

第七条中「同条第一項第二号の五」を「同条第一項第二号の六」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

第四条　東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「第九項」を「第十項」に改め、同条第二項中「第二号の七」を「第二号の五、第二号の八」に、「第二号の六」を「第二号の六、第二号の七」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第五条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第九項」を「第十項」に改め、同条第二項中「第二号の七」を「第二号の五、第二号の八」に、「第二号の六」を「第二号の六、第二号の七」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　山本　有二
国土交通大臣　石井　啓一